

# 静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正について (太陽光発電所の取扱いについて)

令和元年9月13日(金)  
静岡市 環境局 環境創造課

# 1. 環境影響評価（環境アセスメント）とは

## 【目的】

環境影響評価とは、大規模な開発事業などの実施の際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容を公表するとともに、住民や関係自治体などからの環境保全に係る意見について検討することで、事業の実施において、より適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きのこと。

## 【根拠法令等】

### <法>

・環境影響評価法 ・環境影響評価法施行令 ・環境影響評価法施行規則 等

### <条例>

(静岡県)・静岡県環境影響評価条例 ・静岡県環境影響評価条例施行規則 等  
(静岡市)・静岡市環境影響評価条例 ・静岡市環境影響評価条例施行規則 等

## 2. 環境影響評価とは(静岡市条例)

### 【対象事業】

- ・道路やダム、発電所等の建設
- ・土地区画整理事業や残土の処理、工業団地の造成等

### 【事業実施地域による区分】

#### ①都市計画区域内

人が居住し、経済活動が行われる地域。標準的な環境配慮を要する。

#### ②都市計画区域外

①と③の間にあり、比較的豊かな自然環境を有する区域。

①よりも厳しい環境配慮を要する。

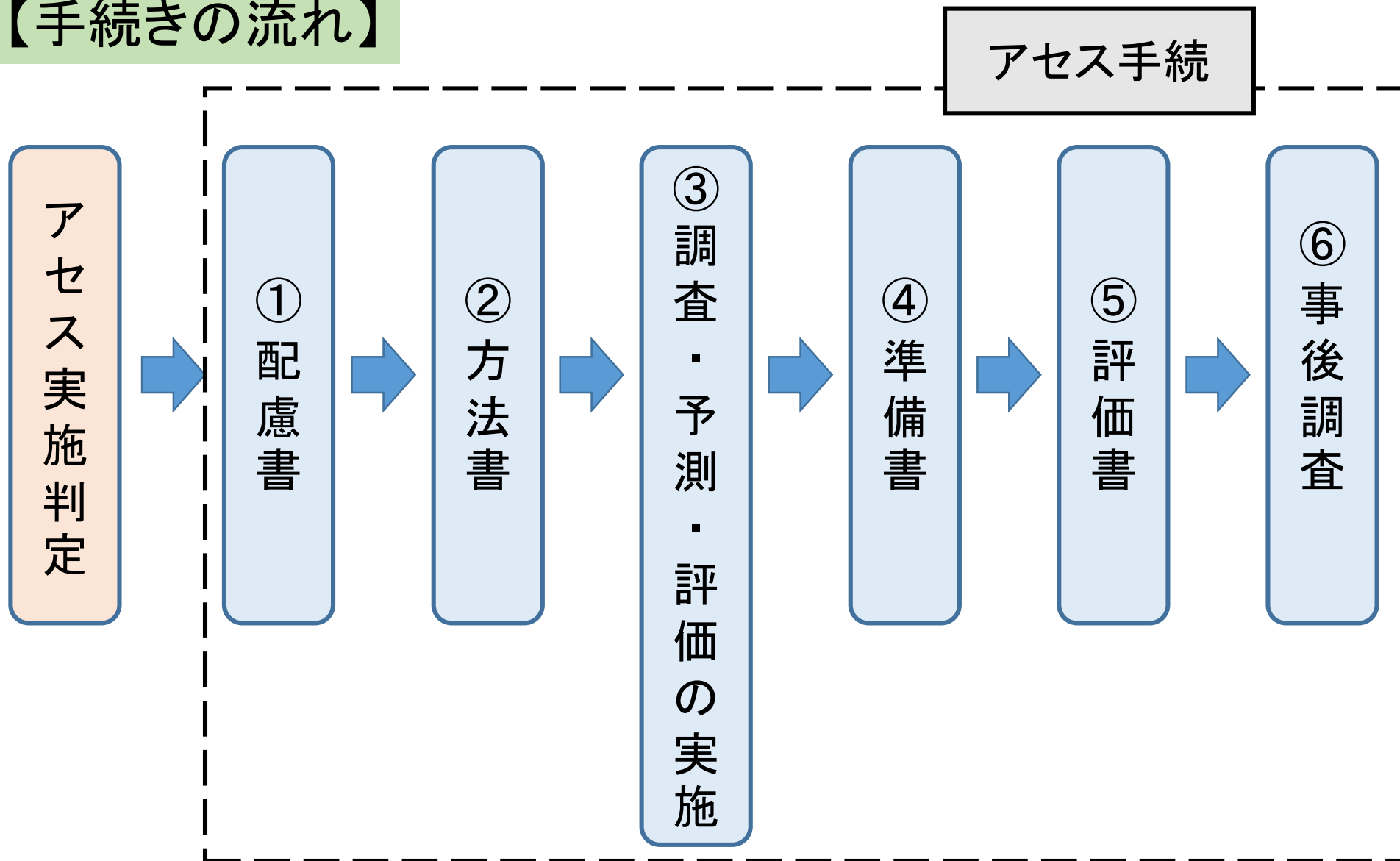
#### ③特定区域

豊かで貴重な自然環境を有する区域。特段の環境配慮を要する。

(ユネスコエコパーク区域、国立公園特別地域、県立自然公園特別地域)

## 2. 環境影響評価とは(静岡市条例)

### 【手続きの流れ】



## 2. 環境影響評価とは(静岡市条例)

### 【アセス実施の判定】

アセス実施の判定は、市条例施行規則で定められている別表の基準に照らし合わせて行う。

※右記記載の表は、施行規則別表第1の要約版

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内(③以外)	② 都市計画区域外(③以外)	③ 特定区域内※
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて	すべて	すべて
一般国道等	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・3.75km以上	土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・7.5km以上	土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設			
	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設			
	滑走路長1,875m以上	同左	土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓			
	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業			
	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
10 新都市基盤整備事業			
	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
11 流通業務団地造成事業			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上

## 2. 環境影響評価とは(静岡市条例)

### 【環境影響評価の項目】

次の「環境要素」から、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な項目を選定。

#### 大気環境

- 大気質
- 音
- 振動
- 臭い
- 局地風
- その他



#### 水環境

- 水質
- 底質
- 地下水
- その他



#### 土壌環境

- 土壌



#### 地形及び地質

- 地盤
- 地下水
- 河川
- 海況
- その他



#### 動物・植物・生態系

- 動物
- 植物
- 生態系



#### 景観



#### 文化財



#### 人と自然の 触れ合いの活動の場



#### 廃棄物



#### 地球環境



#### その他

(日照障害、電波障害、その他)



### 3. 太陽光発電所について

#### 【再生可能エネルギーの導入推進】

当市では、平成27年3月に策定した「第2次静岡市環境基本計画」において、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及啓発に取り組むこととしている。

#### 【太陽光発電所の問題点】

パネル乱立による、景観への影響

造成工事が不要、斜面への直接敷設が可能なため、土砂災害等を引き起こすことが懸念される。

# 4. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(現状)

## 【現状】

### 「工業団地の造成」での対応

① 都市計画区域内

面積50ha以上

② 都市計画区域外

面積25ha以上

③ 特定区域

土地形状変更5ha以上

※①及び②の「面積」は「造成面積」

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて	すべて	すべて
一般国道等	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・3.75km以上	土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・7.5km以上	土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設			
	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設			
	滑走路長1,875m以上	同左	土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kℓ/日以上	処理能力75kℓ/日以上	土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓			
	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業			
	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 農用地の造成			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
10 住宅団地の造成			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
11 工業団地の造成 (メガソーラー含む)			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 工業団地の造成 (メガソーラー含む)			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成			
	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上

13 工業団地の造成  
(メガソーラー含む)

面積50ha以上

面積25ha以上

土地形状変更5ha以上





## 4. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(現状)

### 【現状の課題】

「造成」を行わずに設置が可能

#### 課題①

「工業団地の造成」での対応のため、「造成」を伴わない事業はアセス対象外になってしまう。

既に開発されている土地の利用や、造成を行わずに太陽光パネルを敷設する場合にはアセスの対象外になってしまう。

「森林伐採を伴う事業」の増加

#### 課題②

森林伐採に関する要件がないため、「森林伐採を伴う事業」への対応ができない。

平坦部における建設適地の減少により、大規模な森林伐採を伴う事業の実施が想定され、自然環境や生活環境への影響が懸念される。

森林伐採が与える影響を考慮し、森林伐採規模という観点からの対応が望まれるが、現行の制度では対応ができていない。

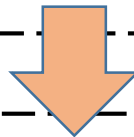
# 5. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(対応案)

## 【課題への対応】

### 課題①

「造成」を伴わない事業はアセス対象外となってしまう。  
既に開発されている土地の利用や、造成を行わずに太陽光パネルを敷設する場合にはアセスの対象外となってしまう。

対象事業	
5 発電所の建設	
火力発電所	
水力発電所	
風力発電所	
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)	



### 対応①

規模要件を「敷地面積※1」とする「太陽光発電所」を新たな対象事業として規定  
(※1: 太陽光発電事業を行うために必要な面積全て)

5 発電所の建設	
火力発電所	
水力発電所	
風力発電所	
太陽光発電所	

## 5. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(対応案)

### 【課題への対応】

課題② 森林伐採に関する要件がないため、「森林伐採を伴う事業」への対応ができない。

平坦部における建設適地の減少により、大規模な森林伐採を伴う事業が全国的に増加しており、自然環境や生活環境への影響が懸念されており、静岡市においても、同様の事態が想定される。

森林伐採が与える影響を考慮し、森林伐採規模という観点からの対応が望まれるが、現行の制度では対応ができていない。

対応②

規模要件に「森林を伐採する区域」を新たに規定

過剰な森林伐採を防ぐため、「森林を伐採する区域」を規模要件に採用。

規模要件の数値は「森林を伐採する区域 20ha以上」※2とする。

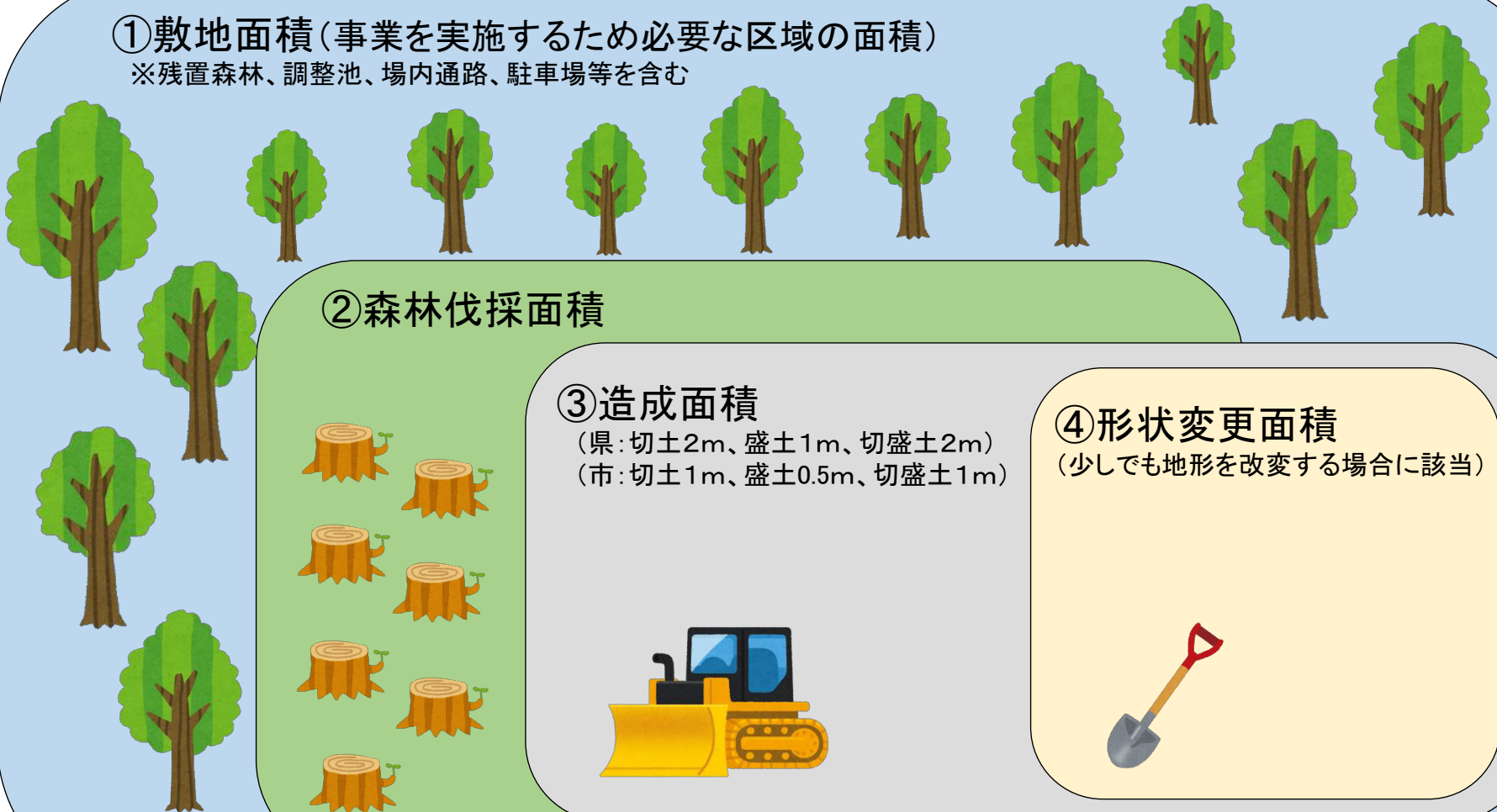
(※2: 森林法施行規則における保安林での「皆伐することができる1箇所当たりの面積」。静岡県及び浜松市の条例施行令では、同要件で施行済み。)

# 5. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(対応案)

## 面積の考え方

①敷地面積(事業を実施するため必要な区域の面積)

※残置森林、調整池、場内通路、駐車場等を含む



②森林伐採面積

③造成面積

(県:切土2m、盛土1m、切盛土2m)  
(市:切土1m、盛土0.5m、切盛土1m)

④形状変更面積

(少しでも地形を改変する場合に該当)

# 5. 静岡市条例における太陽光発電所の取扱い(対応案)

## 【現行】

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内※
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
13 工業団地の造成 (メガソーラー含む)	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更 5 ha以上

## 【改正案】



対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上	左同	土地形状変更 5 ha以上
太陽光発電所	敷地面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積25ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積 5 ha以上
13 工業団地の造成 ( <del>メガソーラー含む</del> )	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更 5 ha以上

## 6. 改正後の基準一覧(予定)

	国	県	静岡市
法令・規則	<p>【環境影響評価法施行令】</p> <p>2020.4.1施行予定</p> <p>太陽電池発電所として 位置付け</p> <p>・第1種：<u>4万kW以上</u></p> <p>・第2種：<u>3万kW以上</u></p> <p>※国の指標は敷地面積 (1種：100ha、2種：75ha を目安として出力で設定</p>	<p>【静岡県環境影響評価条例 施行規則】</p> <p>2019.3.1施行</p> <p>太陽光発電所として 位置付け</p> <p>・第1種 <u>敷地面積50ha以上又は、 森林を伐採する区域20ha以上</u></p> <p>・第2種 <u>敷地面積20ha以上50ha未満 特定区域内で敷地面積5ha以上</u></p>	<p>【静岡市環境影響評価条例 施行規則】</p> <p>2020.4.1施行予定</p> <p>太陽光発電所として 位置付け</p> <p>・都計内 <u>敷地面積50ha以上 又は 森林を伐採する区域20ha以上</u></p> <p>・都計外 <u>敷地面積25ha以上 又は 森林を伐採する区域20ha以上</u></p> <p>・特定区域 (自然公園・ユネスコエコパーク) <u>敷地面積5ha以上</u></p>

# 7. 参考

## 【ガイドラインの策定】

小規模の太陽光発電所に対応するため、  
太陽光発電を適正に導入するためのガイドラインを策定予定

○ 手続や順守すべき事項を明示し、事業者に必要な取組を求めるもの

○ 主なポイント

(1) エリア設定 ⇒ 地域特性を公表・周知し、適切な場所への立地を促す

(2) 入念な事前協議(市町との協議、地域住民との協議)

⇒ 地域住民等とのトラブルを未然に防ぐ

(3) 事業の各段階における届出制(事業概要書等の届出)

⇒ 関係機関等との迅速な情報共有を図る

(4) 適切な管理(処分費用の積立の推進)

⇒ 設置後の撤去を含めた適切な管理の実施を求める

○ 今後、パブリックコメントを実施し、来年4月の運用を目指す